

第三十一次回国会 衆議院 商工委員会議録 第二十七号

昭和三十四年三月十一日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君  
理事小川 平二君 理事小平 久雄君  
理事中村 幸八君 理事南 好雄君  
理事田中 武夫君 理事松平 忠久君  
理事 得三君 岡本 茂君  
岡部 得三君 岡本 茂君  
木倉和一郎君 始岡 伊平君  
關谷 勝利君 中井 一夫君  
野田 武夫君 細田 義安君  
渡邊 本治君 坂川 正吾君  
今村 等君 内海 清君  
勝澤 芳雄君 小林 正美君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋達之助君  
通商産業事務官 齋藤 正年君  
(大臣官房長)

通商産業事務官

通商産業事務官 松尾泰一郎君  
(企業局長) 松尾 金藏君  
通商産業事務官 松尾 金藏君  
(石炭局長) 榎詰 誠明君

委員外の出席者

三月十日

委員伊藤卯四郎君、滝井義高君及び多賀谷真裕君辞任につき、その補欠として鈴木一君、永井勝次郎君及び水谷長三郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)

輸出品デザイン法案(内閣提出第一三三号)

工場立地の調査等に関する法律案(内閣提出第一三五号)(参議院送付)

○長谷川委員長 これより会議を開きます。

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案、輸出品デザイン法案並びに工場立地の調査等に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

この際通商局長より発言を求められておりますので、昨日の田中武夫君よりの質問に対する答弁を許可いたします。

○松尾(泰)政府委員 昨日田中先生から御質問がありまして、明快なお答えができません、はなはだ申しわけありません。少し分析をいたしましてお答えを申し上げます。

まず第一の場合でございますが、Aが特許庁と本法による認定機関双方にデザイン登録の申請をした。その場合に、特許庁におきましては登録をされなかつた。認定機関におきましては登録をされたという場合であります。この場合がまた二つに分れるわけでありまして、まず第一に特許庁が登録しなかつた場合として考えられます。そのに、他人Bが勝手に意匠権を持っておるといふことで、他人Bの意匠登録に類似しておるといふことで登録を

ります。その場合、認定機関が登録をいたしました理由としては、もちろん他人Bの登録意匠に非類似だということと登録をしたかと思ふのであります。その場合には、まずBといたしましては、自分が意匠権を持っている、それが認定機関の方でAに登録を許したという結果になりますので、Bは本法第四十一条の異議の申し立てができるわけでありまして、認定機関といふことは、その異議の申し立てによりまして、登録を取り消すという措置をいたすのであります。その場合は、異議の申し立てがBからかりになり、認定機関の方で明白にそのいふ事態がわかりましたら、職権によりまして登録を取り消すということもできるわけでありまして、それからそのいふ取り消しに至るまでは認定機関の登録なり、あるいは認定は有効でありまして、Aは輸出を続けることができるといふわけでありまして、BはAに對して自己の意匠権を主張し得ること

は当然でありまして、損害賠償その他請求もできようかと思ふのであります。認定機関の責任といたしましては、認定機関において故意、過失、及び違法な権利または利益の侵害があれば賠償責任は生じます。そういうことでなければ責任は生じない、こういうふうな考えをいたします。

それから、いま一つの特許庁で登録をしない理由の場合といたしまして、公知意匠に類似しているという判断が、本法の認定機関においては、公知

意匠に非類似だということと登録をした、こういう場合であります。その場合は、意匠権の侵害の問題は起らないと思ふのであります。その場合にAからの申請により、それを登録をしないかと思ふのであります。第三者の人は輸出ができたはずであります。Aの登録を認定機関がしたというがために、その他のものの輸出の認定が受けられないという結果になるわけでありまして、利害関係人でありまして、不特定多数の者は異議の申し立てができるわけでありまして、さうなことに

なりまして、当然認定機関は登録を取り消すことになり得るのであります。この場合は、最初の場合と違ひまして、不特定多数の者の意匠権といふものもなかつたのであります。Aに對する主張といふものはできないかと思ふのであります。認定機関の責任につきましては、第一の場合と同様に、故意、過失、及び違法な権利、利益の侵害があれば別であります。こういふふうな考えをいたします。

それから先生があげられました第二の設例の場合、たとえばAが特許庁及び認定機関にそれぞれ登録の申請をしたが、特許庁においては登録を受けたが、認定機関におきましては登録を受けられなかつた場合、この場合が第一の例の場合と同様に二つに分れるわけでありまして、

まず、特許庁におきまして他人Bの登録意匠に非類似だとして登録をした

場合がまず第一の場合、認定機関におきましては他人Bの登録意匠に類似だということと登録をしないかと思ふのであります。この場合は、もちろん特許庁で登録をされたのであります。時間的な時差は出て参りますが、Aが認定機関に再申請をすれば、当然に認定機関において登録を受けられるわけでありまして、また、かりに再申請をしまして認定を受けませんでも、特許庁のそういう登録といふものは随時認定機関の方に連絡がござりますので、事実上登録を受け、また自分だけが輸出の認定を受けるといふ結果にならうと思ふのであります。また、この認定機関において登録をされなかつたことに対する異議の申し立ても、もちろんできるかと思ふのであります。その場合におきまして現実の利害の問題でございまして、Aは特許庁において登録をされるまでは認定機関の方におきまして登録をされておられないので、輸出の認定が受けられない、すなわち、輸出が認められないということにならうかと思ふのであります。これはやむを得なからうと思ふのであります。認定機関の責任につきましては、最初に申し上げましたように、故意、過失及び違法な権利または利益の侵害がなければ、認定機関の責任はないと判断をいたすのであります。

それから最後の場合は、特許庁が登録をして第二のケースとして、公知意匠に非類似だとして登録をし、認定機関は公知意匠の類似だとして登録をし

ます。特許庁におきまして他人Bの登録意匠に非類似だとして登録をした

なかつた、この場合であります、本法上の処理といたしまして、先ほど申しましたように、特許庁の登録が完了した後は、もちろん再申請によつて認定機関の登録を受けることもできるわけであり、また事実上の連絡によつてそれと同様の効果を上げることももちろんできるかと思つております。なお、その場合における現実の問題といたしましては、Aが登録をされるまでは、公知意匠としてたれでも輸出認定が受けられるのであります。それまでは何人にも意匠権はまだ存在しておりませんので、意匠権等の問題は起らない、こういうふうな考えを

やや複雑でございましたが、以上お答えいたします。  
○長谷川委員長 質疑の通告がおりますから、これを許可いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 私の質問いたしました一それから二の場合二つずつに分れる。そこで、かりにお答えを一の(一)の(一)といふように区別してお伺いしたいと思つております。  
一の(一)の場合、これはBならばBという人が自分の意匠権を侵されたのであるから、その人から異議の申し立てをやるだらうと思つております。一の(二)の場合には不特定多数、いわゆる利害関係者からの異議の申し立てがあると思つておられます。もしなかつた場合に職権をもつて取り消すといふことはあり得るかといふこととです。それが一点。

それから二の(一)の場合、この場合認定機関に故意または過失がなかつた場合には、もちろん責任はありませんが、たとえば他人がすでに意匠としての登録を特許庁の許可を受けておる、すなわち他人の工業所有権を侵した、あるいは二の(二)の場合の公知の事実である、公知の意匠であるといふことを認定に當つて認定機関が知ることによつて過失があつた場合、この場合はやはり認定機関に損害賠償の責任があるのではなからうか、こう思つております。いかがでしょうか。

○松尾(泰)政府委員 まず第一の御質問の場合であります、不特定多数の者からの異議の申し立てがあつた場合、登録を取り消すという場合、職権によつて取り消すのかどうか、職権を行使する御質問と思つております、もちろんそういうことが明白になりますれば職権行使はいたすのであります。しかしながら特許庁の連絡も、登録があれば登録をしたという連絡がすぐ認定機関にございまして、非登録の場合には、現実問題として連絡がないためにわかりにくい。そこでわかればもちろん職権行使はいたすのであります。そういう第三者からの異議の申し立てがあつて初めてわかる場合が多いのではないかと、こういうふうな考えをしております。わかりましたらばもちろん職権行使はいたすのであります。異議の申し立てがあればそれに基く登録の取り消しもやります。それからその次の問題でございまして、いかなる場合におきましても、認定機関の損害賠償責任といふものは、故意または過失といふもの及びその行為の違法性があつて初めて損害賠償の理由になり得るのであります。従つて三、四の場合におきましてこの認定機関の責務といふことになりますと、この最初の場合と同様に解釈す

べきである、こういうふうに考えます。  
○田中(武)委員 設例一の場合には異議の申し立てがあれば当然その事実がわかる、異議の申し立てがなければわからないから、異議の申し立てのあるまで待つてやる、これはわかるのです、かりに異議の申し立てがなかつても、認定機関においてそういう事実がわかれば、当然職権行使をすることを許す。

それから設例二の場合ですが、故意—故意の場合には当然でしようが、故意または過失及び違法性、これ以外るときには損害賠償責任はない、こういうことですか。そうすると過失の事実認定なんです。他人の工業所有権を侵害、すなわち特許庁の方にしておいて認定を受けておるといふこと、おそれるやうな御質問は、これは事実上ないだらうと思つておられますが、それは知らぬと思つておられることではございません、類例、非類似の概念の判断の差になつてくるかと思つておられます。特許庁では類似だ、認定機関の方では非類似だと思つておられることではございません、

○松尾(泰)政府委員 今の御質問はごもつとも思つておられます。また非常によくわかつた問題でございまして、故意、過失の立証責任といふものは、やはり利害関係者からなされるわけでありまして、最終的には裁判所の決定する問題と思つておられます。問題は、他人Bが意匠登録をしております、それを知らずに認定機関において登録をするやうな御質問は、これは過失にならうかと思つておられますが、実際はそういう御質問はございまして、類似、非類似の概念の判断の差になつてくるかと思つておられます。特許庁では類似だ、認定機関の方では非類似だと思つておられることではございません、

が、はつきり言つてわいりでもらつてやつた、こういう場合になるだらうと思つておられます。そういう場合は当然責任問題が起ると思つておられます。この過失の場合、大体普通の常識で考へて公知の意匠である、公知の事実であるといふやうな場合に、なおかつこれを認定した、こういうやうな場合には過失として考へられると思つておられますが、その点いかがですか。

○松尾(泰)政府委員 今の御質問はごもつとも思つておられます。また非常によくわかつた問題でございまして、故意、過失の立証責任といふものは、やはり利害関係者からなされるわけでありまして、最終的には裁判所の決定する問題と思つておられます。問題は、他人Bが意匠登録をしております、それを知らずに認定機関において登録をするやうな御質問は、これは過失にならうかと思つておられますが、実際はそういう御質問はございまして、類似、非類似の概念の判断の差になつてくるかと思つておられます。特許庁では類似だ、認定機関の方では非類似だと思つておられることではございません、

○田中(武)委員 この認定機関の認定は行政処分です。そうするとそれに対することは結局民事訴訟になると思つておられますが、それじゃその相手方が通産大臣になるのか、認定機関の責任者となりまして、行政処分なら通産大臣と思つておられますが、その点どうですか。

○松尾(泰)政府委員 やはり認定機関そのものを相手方として損害賠償責任を請求する。  
○田中(武)委員 私の先ほどから言つておられる損害賠償のことになると、結局は民事訴訟問題になる。そうすると、相手方の問題ですが、この認定機関の

行り認定は、行政処分でしょう。何です。

○松尾(泰)政府委員 これは認定機関の処分でありまして、行政的処分でありませんが、政府そのものの処分ではないわけでございます。従って認定機関が相手方とされる、こういうわけです。

○田中(武)委員 そうすると、訴訟の場合の相手方は、認定機関になるわけですね。通産大臣から指定を受けた認定機関、そういうことですね。

○松尾(泰)政府委員 はい。

○田中(武)委員 けっこうです。

○長谷川委員長 この際お諮りをいたします。三法案について質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

次に、ただいま質疑を終局いたしました三案につきましては、いずれも討論の通告がありませんので、これを行わず、直ちに採決いたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

それでは順次採決いたします。

まず、疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。よって、本案は原案の通り可決をいたしました。

○長谷川委員長 次に、輸出品デザイン法案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、よって、本案は原案の通り可決をいたしました。

○長谷川委員長 次に、工場立地の調査等に関する法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、よって、本案は原案の通り可決をいたしました。

なお、ただいま可決をいたしました各案に関する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、そのように決めます。

本日は、これにて散会をいたします。明日は、午前十時より委員会を開会いたします。

午前十一時五分散会

〔参照〕

疏安工業合理化及び疏安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)に関する報告書

輸出品デザイン法案(内閣提出第一三二号)に関する報告書

工場立地の調査等に関する法律案(内閣提出第一三五号)(参議院送付)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年三月十三日印刷

昭和三十四年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局